

組合規約の一部変更について(出産費資金貸付規程の廃止)

出産育児一時金の支給にともない、貸付を希望する人がいないため、出産費貸付を廃止する。規約の一部変更について、下記のとおり関東信越厚生局長の認可を得たので、健康保険法施行令第3条第2項の規定に基づき公告する。

令和7年12月19日

HOYA健康保険組合
理事長 中川知子

記

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 廃止した規程名 | 出産費貸付 |
| 2. 施行年月日 | 令和7年10月1日 |
| 3. 認可番号 | 関厚発0910-第50号 |
| 4. 認可の日 | 令和7年9月10日 |

以 上